

平成25年度第2回 愛知県都市計画審議会

平成25年10月29日（火）午後2時58分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

定刻までには少し時間がございますが、委員の皆様全員お集まりですので、始めさせていただきます。

ただいまから平成25年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

会長の山田健太郎でございます。一言御挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年度第2回愛知県都市計画審議会の開催にあたり、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、最後に事務局から、過去の都市計画審議会でのどのような議案が審議されて、現在どのように事業が進捗しているかというような報告をしていただけたということでございますので、挨拶のほうは短くさせていただきます。委員の皆様方には、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

本日は、2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により会長が務めることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として、中村英樹委員、近藤ひろひと委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、審議に入らせていただきます。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名

古屋都市計画道路の変更について」及び第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」の2議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明をお願いいたします。

【都市計画課主幹 山田和久】

都市計画課主幹の山田でございます。よろしくをお願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画道路の変更について」説明いたします。

議案書は1ページから4ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から2でございます。

なお、委員お二人につき1台御用意いたしましたモニターにおきましても図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

まず、図面番号1の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、今回都市計画道路を変更する日進市の中心部を示すものでございます。図面下側の東西の黒色の線が名鉄豊田線、図面右上のオレンジ色の丸印が日進市役所でございます。図面中央の緑色の実線で示しております道路は、日進市内の南北交通軸を強化するために、市が新規決定する都市計画道路3・4・590号野方三ツ池公園線でございます。赤色の破線で示しております東西方向の道路は、南側が都市計画道路3・4・301号名古屋豊田線、北側が3・1・305号日進中央線で、赤色実線丸印で示しております野方三ツ池公園線との交差点2箇所が今回御審議いただく箇所でございます。

図面番号2の計画図を御覧ください。

図面中央の緑色の実線で示しております南北方向の道路が野方三ツ池公園線でございます。この路線を日進市が新規決定することに伴い、黒色の実線で示しております東西方向の道路の名古屋豊田線と日進中央線において、赤丸の箇所に交差点が新設されます。これにより計画書に記載することになっております道路の構造事項の幹線街路との平面交差箇所数をそれぞれ4箇所から5箇所に変更するものでございます。

なお、交差点部につきましては、幅員を変更せずに右折帯を設置し、安全で円滑な交通流を確保するものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成25年8月9日から8月23日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、日進市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

質問ではありませんが、私の地元の案件でありますので、一言解説を加えさせていただこうと思います。

説明がありましたように、南北軸を強化するための市道は、日進市のほうでようやく地権者の皆さんの御協力のもと計画が進むことになりまして、ついでには破線で示してあります日進中央線、それから、その下の名古屋豊田線、これが県のほうの都市計画決定していただいている道路、ここが交差するので、今回改良ということの上程なわけですが、いずれにしても、この日進の野方三ツ池公園線が完成しますと、名古屋との連携が非常に強化できるということで、都市計画決定、県のほうの路線もそれぞれも、ぜひとも速やかに進めていただけるものと確信をしているところであります。

それから、もう一言つけ加えさせていただきますと、名古屋豊田線の破線の左のほう、ずっと行っていただきますと赤池駅がありますが、これは名古屋市営地下鉄鶴舞線の最終駅になります。この赤池駅は最終駅ですが、その先に名鉄豊田線とつながっておりまして、非常に乗降客が多い駅であります。この近辺で今、土地区画整理事業を実施しておりまして、名古屋豊田線の破線の延長にあたりますところがちょうど土地区画整理事業の区域に入っております。この道路ができてまいりますので、そうした意味も含めて、道路網の整備につながってくるものと確信しております。どうぞ皆さんの満場の一致をもって賛成をいただきたいということを申し述べさせていただきます。ありがとうございました。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

力強い賛同の御意見をいただきましたが、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決をとらせていただきます。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第1号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

引き続きまして、第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山田和久】

第2号議案「東三河都市計画道路の変更について」御説明させていただきます。

議案書は5ページから8ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号3から6でございます。

まず、図面番号3の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下にございます愛知県を示した広域図の赤色で着色した箇所、今回都市計画道路を変更する豊川市の中心市街地から東側、豊橋市、新城市境までの範囲を示すものでございます。

図面中央の東西の紫色の実線が東名高速道路、紫色の丸印が豊川インターチェンジ、図面中央の南北の青色の実線が都市計画道路3・4・61号豊川一宮線及び3・1・5号前芝豊川線で、いわゆる国道151号です。図面左側のオレンジ色の丸印が豊川市役所を示しております。図面右上、南北の赤色の点線及び実線が都市計画道路3・3・2号豊川新城線で、そのうち実線区間が今回御審議をいただく箇所でございます。

図面番号4の計画図を御覧ください。

図面中央の南北の道路が豊川新城線で、黄色が変更前、赤色が変更後でございます。今回、この豊川新城線において、周辺土地利用状況に配慮し、線形及び幅員の一部を変更するものでございます。

図面番号5の参考図を御覧ください。

図面中央の南北の灰色実線でお示しする市道足山田大木線は、この地域の重要な生活道路であり、また、工場への主要なアクセス道路として利用されております。現計画では、豊川新城線によりこの市道が分断されることになっていますが、こうした地域分断を解消するため、豊川新城線の縦断線形を低く見直し、市道足山田大木線を現状の高さとした立体交差に変更いたします。

この縦断線形の見直しに併せまして、交差市道沿道の工場などの周辺土地利用状況や社会性、

経済性にも考慮いたしまして、平面線形を見直すものでございます。

図面番号6の参考図を御覧ください。

上段に今回変更を行う区間の縦断図を示しております。青色点線丸印の箇所が先程御説明しました市道足山田大木線と豊川新城線の交差箇所となります。その部分を拡大したものが中段にございます。そして、下段の平面図で示しておりますとおり、市道足山田大木線は、変更前の計画では平面での接続となり、中央分離帯で道路が分断されていましたが、今回の豊川新城線の縦断線形を低くし、平面線形を見直す変更によりまして、ボックス部の上で市道が立体交差する構造となり、現況の道路利用形態を確保することができます。

また、この縦断線形の変更により、上段の縦断図右側の緑色点線丸印でお示しするとおり、起点側では現地盤との高低差が小さくなりますので、現計画では橋梁構造としていたものを経済的な盛土の平面構造とすることができます。

図面番号5の参考図に戻っていただきます。

左上の横断図を御覧ください。これに伴い、当該部分の幅員を、23.5mから前後の植樹帯を設置した幅員に合わせて25mに変更するものでございます。

本案件につきましては、都市計画法第17条の規定に基づき、平成25年8月9日から8月23日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき、豊川市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 小島丈幸）】

ちょっと教えていただきたいんですが、黄色い、変更前の都市計画の線が入っているんですけど、そこに工場が建っております。その工場というのは都市計画を行ったときにはもう建っていたものなのかどうかというのをお聞かせ願いたいんですが。

【都市計画課主幹 山田和久】

黄色い線がかかっております工場の部分につきましては、昭和53年の都市計画決定当時はまだ建っていない状況でございました。ただ、都市計画法53条で建築許可に関しては、2階以下の木造とか鉄骨造り、そういった要件に当てはまるものについては建築を許可するということ

で構造的に許可された工場でございます。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 小島丈幸）】

そういうことになると、もしもこの計画だとしたら、この工場は撤去しなきゃいけないようになったのかどうかというのをお聞かせ願いたいんですが。

【都市計画課主幹 山田和久】

現計画の線形で事業を実施する場合には工場を撤去するような形になります。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 小島丈幸）】

ほんとうに素人的な質問で申し訳ないんですけど、ということは、それを見越してでも建てたということで、もし計画どおり事業が実施されたら、建て直しということになるということでしょうか。

【都市計画課主幹 山田和久】

そういうことにはなりますが、今回の変更は、市道によって地域分断の影響が非常に大きいという中で、こういった工場の件も加味した中で計画の変更を行ったものでございまして、いろいろ経済的な状況、社会的な状況等を勘案した中で変更するものでございます。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 近藤ひろひと）】

図面番号6でグリーンの点線の箇所について、勾配が緩やかになるから橋梁構造を平面構造にすることになったと説明がありました。今の小島委員の質問に戻りますが、図面番号の4で見ますと、少し道路の幅が広がって、そして、距離も若干長くなるんじゃないかというふうに思いますが、トータルのコストの見積もりはどのようなのか、何となく高くなっているような気がしないでもないんですが、いかがでしょうか。

【都市計画課主幹 山田和久】

トータルのコストでございますが、線形を変更して縦断を下げた関係で新たにボックスをつくるか擁壁をつくるということがございますが、この取り付けの橋梁がなくなることによって盛土構造になる部分について非常に費用の縮減がございまして、全体として比較いたしますと、安くなると見積もっております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 安藤としき）】

変更前の部分と変更後のところで道路の幅員が広がって、植樹帯が増えますということでありますけれども、これは前後のところからの流れで、今回下に下げることによって植樹帯を一連のものとして増やしていくのかどうかをお聞きいたします。

【都市計画課主幹 山田和久】

今回幅員を変更して植樹帯を設けるのは、橋梁部分でございまして、図面に示しております橋梁の190mの区間を、橋梁部分については植樹帯が設けられないものですから、その部分の幅員を新たに25mに広げて植樹帯を設けるということです。そのほかの部分については、当初計画から植樹帯を設けるような計画になっておりました。

以上でございます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問もないようでございますし、とりたてて反対意見ということでもないようでございますが、確認のため、第2号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

本日の上程議案は以上でございますが、最初に申し上げましたように、事務局から過去の都市計画審議会の案件の報告と、それから、第2点目として、学識経験委員の任期満了についての報告がございます。委員の皆様にはいましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、1点目の報告をお願いいたします。

【都市計画課長 山口 豊】

都市計画課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

本日の報告事項は、これまで本審議会で御審議をいただきました案件の中から、現在の県の都市計画区域マスタープランにも位置づけられております集約型都市構造を実現するため、各都市の地域づくりの核となることが期待されております鉄道駅周辺の3つの地区について事例紹介をさせていただきます。

まず初めに、稲沢駅周辺地区について御紹介いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

なお、モニターにおきましても図面と写真を表示いたしますので、併せて御覧ください。

稲沢駅周辺地区は、J R名古屋駅から東海道本線で約10分のJ R稲沢駅を中心とする地区で、資料右上の図面で赤色の四角の枠で示しております。

この図面は、平成6年度に策定されました稲沢市都市計画マスタープランの将来構想図で、本地区は、国府宮駅周辺、市役所周辺と並ぶ稲沢市の都市拠点の1つに位置づけられております。

また、当時の愛知県21世紀計画におきましても、旧国鉄の操車場跡地を活用し、高次な都市活動の場や良質な居住空間を備えた新しい都市拠点の形成を進める地区として位置づけられました。

資料右下の写真を御覧ください。

本地区は、J R東海道本線と都市計画道路名古屋岐阜線に挟まれた操車場の跡地を中心とした区域で、平成6年度に赤色実線で囲まれた部分を市街化区域に編入し、用途地域や土地区画整理事業の都市計画決定を行いました。

また、関連する道路につきましても、J Rを高架で跨ぐ都市計画道路稲沢西春線を始め、13路線について新規決定及び変更を行っております。その後、平成11年に土地区画整理事業の仮換地指定に併せ、概ね現在の用途地域に変更しております。

主な決定及び変更の内容につきましては、資料左下の表に記載してございますので、御覧ください。

次に、説明資料の裏面を御覧ください。

左側のページが決定前の都市計画総括図、右側が現在の都市計画総括図でございます。また、図の中の丸数字は写真の撮影場所を示しております。

まず、左側の決定前の写真を御覧ください。

撮影位置①の写真が当時のJ R稲沢駅、②がJ R稲沢駅周辺の写真です。③が地区の南東側

に位置する既存集落陸田地区、④が地区北側の下津新町地区のまちな様子でございます。

次に、右側のページを御覧ください。

写真は、地区の現在の状況を撮影したものとなっております。①が稲沢駅東口駅前広場です。稲沢市東部の玄関口として面積約4,000㎡で計画決定され、平成15年に整備が完了し、駅利用者の利便性の向上が図られております。②は現在のJR稲沢駅です。旧駅舎は平面での利用形態でしたが、新市街地と線路西側の既成市街地の分断を解消するため、駅舎と一体となった自由通路を整備し、平成12年4月に橋上駅として供用しております。乗降客数は、決定当時1日平均約13,000人でしたが、現在は約17,000人となっております。③は都市計画道路稲沢西春線です。本路線は、JR東海道本線により分断されている東西方向の交通や稲沢市中心部に集中する交通を円滑に処理するため、道路が鉄道を跨ぐ立体交差として決定され、平成16年に工事に着手し、平成23年度に供用開始をしております。⑤と⑥は、図面で赤色に着色されている商業系用途地域に立地する大規模商業施設で、この地域の商業核となっております。④と⑦で撮影されております街区は、用途地域は商業地域で、計画では公共公益施設用地として地域交流センターの整備構想がございましたが、現在は、写真にありますように、全体が多目的広場として暫定的な形で利用されております。⑧は都市計画道路下津線で、東口駅前広場へのアクセス道路として整備されております。⑨の写真は、新たに住宅が建築されている街区になります。

以上が稲沢駅周辺地区の整備状況でございます。

続きまして、安城桜井駅周辺地区について御紹介いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

本地区は、名鉄新安城駅から名鉄西尾線で約10分の名鉄桜井駅の周辺で、資料右上の図面に赤色の四角の枠で示しております。

この図面は、平成8年度に策定されました安城市都市計画マスタープランの全体構想図で、赤色の丸印で示しております安城駅周辺、三河安城駅周辺、新安城駅周辺と並び、4つの拠点地区の1つとして位置づけられております。

資料右下の写真を御覧ください。

図面中央の南北の黒色の線が名鉄西尾線です。平成10年度に赤色の実線で囲まれた部分を市街化区域に編入し、青色の破線で囲まれた部分を安城桜井駅周辺土地区画整理事業の区域として決定しております。また、同時に、都市機能の分断要素となっておりました名鉄西尾線を高架化する都市高速鉄道と関連する都市計画道路について新規決定及び変更を行っております。その後、平成14年には、土地区画整理事業の仮換地指定に併せて、商業地域や第一種住居地域

など、現在の用途地域に変更しております。

主な決定及び変更の内容につきましては、資料左下の表に記載してございますので、御覧ください。

次に、説明資料の裏面を御覧ください。

左側が決定前、右側が現在の都市計画総括図でございます。

まず、左側のページを御覧ください。

①の写真が建替え前の名鉄碧海桜井駅、②がその碧海桜井駅西口駅前広場の予定地の写真でございます。また、③が都市計画道路の予定地内の市道、④は鉄道と平面交差しておりました県道幸田石井線の状況でございます。

次に、右側のページを御覧ください。

こちらの写真が現在の整備状況になります。①が名鉄桜井駅です。旧駅舎は平面構造でございましたが、鉄道高架事業により平成20年6月に高架駅となっております。②は桜井駅へ接続する西口駅前広場です。変更前は、東口にのみ約2,000㎡の駅前広場が計画されておりましたが、駅の利便性向上を図るため、西口と東口の両側に、合わせて約6,000㎡の駅前広場を設置する計画に変更いたしました。駅舎の建替えに併せて完成しております。③の都市計画道路桜井北線は、従前は先程見ていただきましたような狭い市道でしたが、土地区画整理事業により拡幅し、両側に歩道のある補助幹線道路として整備されております。④は、土地区画整理区域内の商業街に誘致されました大型商業施設で、平成18年にオープンしております。⑤は、新市街地と旧市街地に住む多くの世代が交流できる拠点として整備されました複合福祉施設です。地域交流センター、老人福祉センターで構成され、保育園ともつながっており、地区住民のみならず地区外からも市民が訪れ、安城市南部の交流拠点となっております。⑥は、大型商業施設の北側に位置するふれあい城西公園です。土地区画整理区域内には地区ごとに全部で9つの公園が計画されております。

以上のように、安城桜井駅周辺地区では、事業開始から14年が経過し、駅を中心に都市施設が整備され、徐々に新しいまちが形成されつつあります。

最後に、幸田町の幸田相見地区について御紹介いたします。

資料3を御覧ください。

本地区は、JR東海道本線の岡崎駅と幸田駅の間に新設されました相見駅を中心とする地区で、資料右上の図面に赤色の四角の枠で示しております。この図面は、平成8年度に策定されました幸田町都市計画マスタープランの都市基本構想で、中央の赤色の点線丸印で示しており

ますJR幸田駅周辺をまちの中心核として位置づけ、その北側の幸田相見地区を新駅を中心としたまちの副次核、北の玄関口として位置づけております。

資料右下の写真を御覧ください。

図面中央の南北の黒色の破線がJR東海道本線、その線上の黒の四角が相見駅、赤色の実線で囲まれた部分が市街化区域への編入を行った区域です。幸田相見地区は、平成9年に第一期地区の市街化区域編入を行い、その後、平成12年に第二期地区、平成19年に第三期地区を順次編入し、全体計画54.2haの土地区画整理事業を実施しております。

用途地域につきましては、第一期及び第二期地区は、市街化区域編入時に暫定的な用途地域を定め、その後、土地区画整理事業の進捗に併せ、各地区で商業系及び住居系の土地利用を計画的に配置するため、現在の用途地域に変更しております。

また、関連道路についても、相見線を始め4路線の都市計画道路を新規決定又は変更しております。

主な決定及び変更の内容につきましては、資料左下の表に記載しておりますので、御覧ください。

次に、資料の裏面を御覧ください。

左側の図が決定前、右側が現在の都市計画総括図でございます。

左側のページを御覧ください。

都市計画決定前は、①及び②の写真のように新駅予定地の北側には田畑が広がっておりました。ここに新駅を誘致するため、土地区画整理事業による新市街地が計画されました。

次に、右側のページを御覧ください。

①は、平成24年3月に新設されました相見駅と駅へのアクセス道路、都市計画道路相見駅前線です。沿道には店舗や高層マンションが建設されるなど、新たな市街地が形成されつつあります。②の写真は、区域北側の商業系エリアに立地した商業施設、カメラガーデン幸田です。平成15年のオープン以来、休日には町民だけでなく近隣市町からの来客で賑わいをみせております。③は、カメラガーデン幸田へのアクセスとなる都市計画道路カメラ線です。道路両側に歩道と植栽が設置され、利用者の安全な通行に配慮されております。撮影位置④は、区域東側に配置された住宅街区で、閑静な住宅地となっております。各住宅街区には、⑤の写真のように街区公園が整備され、地域住民の憩いの場となっております。また、駅前には、駅の交通結節機能を高めるため、⑥の写真と同様の自転車駐車が東西の駅前広場に接続する歩行者用道路に計4箇所分散して配置されており、駅利用者の利便性に配慮した施設計画となっております。

ります。

以上が幸田相見地区の整備状況です。

今回御報告させていただきました3地区は、いずれも都市基盤施設の整備は概ね順調に進んでおります。今後は、各都市が目指している賑わいのある交流拠点の形成に向けて、市町とともに計画的なまちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんでしょうか。

大体15年ぐらいから20年ぐらい前に構想された計画が少しずつ今実現されているということですが、いかがでしょうか。

御意見、御質問もないようでございますので、引き続きまして、2点目の報告をお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

2点目の報告でございます。

当審議会委員の学識経験者のうち、山田会長を始め7名の委員の方々が平成25年11月18日をもって2年間の任期が満了となります。つきましては、当審議会の円滑な運営を図るため、平成25年11月19日から新たに会長が選出されるまでの間の会長職務代理者を愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、山田会長から指名していただきますようお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

それでは、新しく会長が選出されるまでの間の会長職務代理者として、渡辺昇委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、円滑な議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 鈴木利幸）】

ありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了いたします。

（閉会 午後3時34分）